

東員町音楽祭募集要項

1、件 名

第43回東員町音楽祭

2、趣旨・目的

主として東員町で音楽活動する個人または団体が、音楽を通じて地域文化の向上に努め、併せて地域を盛り上げることを目的とする。

3、主 催

東員町・東員町教育委員会

4、共 催

一般社団法人 東員町文化協会

5、開催日時

令和7年2月2日（日） 午後1時から午後4時まで（撤収時間を含む）

6、会 場

東員町総合文化センターひばりホール

7、構 成

町音楽祭は、個人演奏と団体演奏及び企画事業で構成し、反響板を使用します。

また、団体演奏及び個人演奏ともに生演奏、ジャンルは不問とし、演奏時間には「準備・退出時間」を含むものとする。

1）一般参加（個人演奏・団体演奏）

ア）時 間 帯 午後1時から午後2時30分までの約1時間30分以内とする。

イ）団体演奏 15分以内/団体

ウ）個人演奏 10分以内/人（小学生以下5分以内）

エ）条 件 ①参加者の定員は、個人と団体あわせて6団体までとする。

②6団体(個人含む)以上の参加申し込みがあった場合は、主催者において抽選とする。

※アンコール等による延長はできません。

※演奏が成り立たない場合は、伴奏を加えることができる。

2）企画事業

音楽祭実施に合わせて、町総合文化センターが管理するスタインウェイピアノを使用したピアノ体験を実施します。

ア）時 間 帯 おおよそ午後3時から午後4時までの約1時間以内とする。

イ）参加対象 音楽祭参加申し込みをした者のうち、「個人演奏・団体演奏」で演奏できなかった方並びに体験を希望する方。

※事前の申し込みが必要です。

ウ）条 件 参加者または関係者（保護者等）が企画事業に協力できる方。

※アンコール等による延長はできません。

8、出演資格

- 1) 出演団体（者）は、東員町内で音楽活動をしている個人または団体。
- 2) 出演を希望する方は、所定の用紙で、お申し込みください。
- 3) 準備、調整、撤去などが行える個人または団体。
- 4) 音楽著作権使用料、楽器搬送費等の費用をすべて負担できる個人または団体。
- 5) 音楽活動に真摯に取り組み研鑽を積むとともに、来場者に対して、精一杯の演奏ができる個人または団体。
- 6) 出演当日及び出演日以外でも、準備片付け等に協力できる個人または団体。
- 7) 未成年者だけで出場しようとする場合は、保護者の承諾が必要です。
- 8) 音楽祭当日、鑑賞する側のマナーを理解したうえ、客席で他出演者の演奏等が鑑賞できる個人または団体。
- 9) 主催者が疾病等による対策に協力できる団体または個人。

9、次の方は、申し込みをご遠慮ください。

- 1) あくまで一般のお客様に向けた音楽祭であるため、社会通念上教室の発表会等に活用される個人または団体。
※楽器演奏等を始めてから日の浅い方もしくは社会通念上一定レベルの演奏が困難な方。
- 2) 演奏企画の内容が町音楽祭の趣旨から離れる場合や目的が内部イベント、物品販売、団体勧誘、宗教勧誘、各種セミナーなどに偏る場合、また反社会的勢力と関わりのある個人または団体が主催する場合は受け付けできません。
- 3) 集客等に関し、積極的に協力できない方。
- 4) 複数の団体に出演する「掛け持ち出演」はお控えください。

10、出演者の決定

- 1) 応募締め切り後、主催者において出演団体(者)を決定し、速やかに申込者に通知します。
※定員（6団体）以上の参加申し込みの場合は、主催者において抽選とする。

11、出演者の決定基準

- 1) 音楽祭の趣旨・目的に基づき、出場機会・実績の多寡やジャンル・時間等の要素及びバランスを考慮するほか、個人及び団体演奏のバランスにおいても考慮して行います。

12、出演の取り消し

- 1) マナーが悪いまたは運営に支障をきたす恐れのある出演者は受付後であっても、出演を取り消す場合があります。

13、リハーサル

- 1) リハーサルは、前日又は当日の午前中とし、主催者で調整します。
- 2) 主催者が調整する時間割を遵守し、リハーサルを行ってください。

14、控 え 室

- 1) 主催者で決定し、お知らせします。

15、各費用について

- 1) 出演料、参加料及び入場料について、支払い及び徴収はありません。※原則無料。

16、そ の 他

- 1) 音楽祭への出演に際し、主催者の決定事項等に必ず従ってください。

注1:音楽祭当日、事故等により演奏メンバーがかけた場合、出演者の中から選出することがあります。